

安心施策の内容及び実施に向けたスケジュール

■ 心身障害者福祉手当に代わる安心施策

- ◆在宅の障害者が、日常介護を行う者の疾病その他の理由で介護を受けることができなくなるなど、緊急に支援が必要となった場合において、在宅生活における不安解消と安全確保を図る施策。
- ◆通常の学級に在籍する障害がある児童やその疑いのある児童に個に応じた学習支援や生活支援を行い、確かな学力と人と関わる力を身につけさせる施策。
- ◆発達障害に対する支援を推進するための中核的な拠点施設として、発達障害（自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障害、学習障害等）等のある方とそのご家族が安心して、そして豊かに生活できるよう支援する施策。
- ◆児童生徒及び教員が、障害のある方とのふれあいを通して、障害に対する理解を深め、偏見や差別のない共に生きる地域社会をつくる人材となるよう支援する施策。

■ 安心施策の実施について

平成27年4月の実施に向けて、下記のスケジュール(案)により、官民協働で具体的な事業の内容を検討する。

○スケジュール (案)

年 月	スケジュール	内 容
26年 5月	・第1回地域自立支援協議会(5/20)	・施策の方向性の確認 ・実施方法の検討
6月	・第1回実務者会議(下旬)	・今後の会議の方針決定
7月	・障害関係団体との協議(中旬) ・第2回実務者会議(月上旬)	・事業に関する意見聴取 ・事業に関する団体意見の集約と検討
8月	・第3回実務者会議(下旬)	・事業の具体化
9月	・第4回実務者会議(下旬)	・事業(案)の決定
10月	・第2回地域自立支援協議会(中旬) ＜関係部署との調整・実施準備＞	・事業(案)の報告、事業の決定
11月		
12月	・平成27年度予算作成	
27年 1月		
2月		
3月	・平成27年度予算確定	
4月	【安心施策の実施】	